おくやみガイドブック

志布志市

令和７年１月版

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
志布志市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

志布志市役所本庁・志布志支所	０９９-４７２-１１１１（代表）
志布志市役所有明支所	０９９-４７４-１１１１（代表）
志布志市役所松山支所	０９９-４８７-２１１１（代表）

事前準備について

志布志市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、志布志市役所へお越しください。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （50 ページ参照） ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	（51 ページ参照）
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 （52 ページ参照）
10ヶ月以内		○遺産分割協議 （51 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 （52 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

志布志市で必要な手続きについては 7 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

□ **来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）

□ **認印**（※相続人代表及び喪主）

□ **預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

□ **基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）**

□ **国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

□ **介護保険被保険者証**

□ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

□ **１点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート　など

□ **２点で本人確認できる書類**

健康保険の被保険者証等、介護保険証、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

おくやみ窓口のご案内

志布志市では、「おくやみ窓口」を市役所各庁舎で実施しています。ご利用の際に事前の予約は不要です。

おくやみ窓口とは

●書類の記入が省略できます

市役所での主な手続きについては、遺族記入用紙に一度記入いただくことで、複数の手続きごとに何度も記入する負担を軽減します。
※簡素化される記入書類は、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など 20 種類です。一部、個別に記入いただく書類もあります。

●手続き漏れを防ぎます

必要な手続きを事前に確認し、職員が順番に案内することで手続き漏れを防ぐことが出来ます。

手続きの流れ

事前の予約は不要です。手続きの流れは以下のとおりです。

●「手続きのご案内」をお渡しします。

死亡届の提出時に「死亡届を提出したあとの手続きのご案内」を配布しています。
死亡届の提出を葬儀社が代行した場合は、葬儀社を通してお渡しします。

●市役所にお越しください。

死亡届が提出された後、必要な手続きを事前に確認し、ご準備しますのでご遺族の方がお越しください。

●関係各課にご案内します。

おくやみ窓口（市民年金係）でご案内する各担当窓口へ順番に回ってお手続きを完了させてください。

●その他

お手続きの内容によっては、全てのお手続きが一度で終わらない場合があります。
時間に余裕を持ってお越しください。
可能な限り相続人の方が来庁ください。

志布志市おくやみ窓口

場　　所：市民環境課　市民年金グループ（志布志庁舎　2 階）
　　市民税務課　市民税務グループ（有明庁舎　1 階）
　　総務市民課　市民グループ（松山庁舎　1 階）
受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 分 15 分まで

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P7
	□	住民基本台帳カード、市民カード、パスポートを持っていた。	
	□	印鑑登録をしていた	P8
	□	三人以上の世帯の世帯主が亡くなられた場合	
保険	□	国民健康保険に加入していた	P9
	□	後期高齢者医療保険に加入していた	P10
年金	□	国民年金に加入または受給していた	P13
	□	厚生年金に加入または受給していた	P15
	□	共済年金に加入または受給していた	
	□	農業者年金を受給していた	P16
税金	□	市税等の納付が済んでいない	P17
	□	市民税が課税されていた	P18
	□	固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）	P19
	□	共有名義の固定資産の代表者となっていた	P20
	□	未登記家屋を持っていた	P21
	□	納税管理人になっていた	P22
	□	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P23
介護保険	□	65歳以上または介護認定を受けていた	P24
	□	介護保険高額介護（介護予防）サービス費やその他給付費の支給を受けていた	
	□	「食」の自立支援事業を利用していた	P25
	□	在宅重度要介護者等介護手当の支給を受けていた	
	□	家族介護用品（紙オムツほか）の支給を受けていた	P26
	□	緊急通報システム設置事業を利用していた	
	□	保険料（普通徴収）が発生していた	P27
福祉（障がい）	□	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P28
	□	障害児福祉手当を受給していた	
	□	特別障害者手当を受給していた	P29

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉（障がい）	□	特別児童扶養手当を受給していた	P30
	□	自立支援医療受給者証を利用していた	P31
	□	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P32
	□	重度障害者医療費の助成を受けていた	P33
	□	児童通所施設を利用していた	P34
	□	障害福祉サービスを利用していた	
	□	地域生活支援サービスを利用していた	P35
高齢者等	□	福祉タクシーを利用していた	P36
	□	救急医療情報キットを使用していた	
子ども	□	児童手当を受給していた	P37
	□	児童扶養手当を受給していた	P38
	□	子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた	
	□	ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた	P39
	□	保育所（園）、認定こども園を利用していた	
	□	放課後児童クラブを利用していた	P40
生活保護	□	喪主が生活保護受給者 又は故人が生活保護受給者	P41
上下水道	□	上水道を使用していた	P42
	□	下水道（農業集落排水）を使用していた	
その他	□	家財整理をしたい	P43
	□	道路を占用していた	P44
	□	農地を所有していた	
	□	山林を所有していた	P45
	□	市営住宅等に入居していた	P46
	□	法定外公共物を占用していた	P47
	□	行政告知端末を設置していた	
	□	市営墓地を使用していた	P48
	□	犬の所有者（飼い主）だった	